

特別委員会 活動報告

主要幹線街路等建設促進

平成18年10月24日に会議を開き、市当局の出席を得て、都市計画道路「沖の沢郡山線」及び国道113号小原地区歩道設置工事の進捗状況についての報告を受けた。

都市計画道路「沖の沢郡山線」については、平成18年度から橋梁工事のピーケークを向かえ、当初予算5億円で東北本線跨線橋下部工5基と斎川の橋梁下部工1基、谷津川の下部工2基及び護岸工事並びに東北新幹線高架下の軽量盛土をそれぞれ工区ごとに発注し、平成19年3月末の完成を見込んでいる。

一方、平成19年度については、5億5千万円の所要額を見込んでおり、事業内容は、東北本線跨線橋下部工橋台1基、鋼橋上部工の工場製作、橋上部工並びに取付部の擁壁

工を予定している。

次に、国道113号小原歩道設置工事については、1期工事

分は平成15年度から平成19年度までの工期で延長一千70メートル、約5億円の事業費、

2期工事については、平成20年度から平成24年度までの工

期で延長4百70メートル約6億円の事業費で計画していた

が、宮城県では今年度から一

本の工事で進めることになっ

た。

2期工事分の用地買収も今年度から始まる予定であり、おおむね2年ぐらい前倒しで工事が完了するものと予想している。

これらの状況から、都市計画道路「沖の沢郡山線」については、国の厳しい財政事情のもとではあるが、安全で安心できる道路整備が必要不可欠であることから、平成19年度以降においても、道路特定財源の堅持により、所要の予算措置に向け、関係機関へ働きかけを行う必要があると認識し、10月31日には国土交通省東北地方整備局、宮城県土木部、さらに11月10日には国

員に対して風間市長、高橋議長とともに要望活動を行った。

河川環境保全対策

1月31日に会議を開き、小原産業廃棄物最終処分場問題、

蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄及び河川事業の現況について報告を受けた。

小原産業廃棄物最終処分場問題については、株式会社

南蔵王エバクリーンによる小原上戸沢地区への産業廃棄物最終処分場の設置に関し、同社が起こしていた「農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発不許可処分取消請求事件」控訴審判決で仙台高裁

は、「審の判決を破棄し、不許可処分を認める判決を下した」。

これに対し、同社は、最高裁判に上告受理の申し立てをしていましたが、昨年11月24日、裁

判官全員一致で本件を上告審として受理しないことを決定した。

また、同社が今後どのような動きをするかは不明だが、

同社が計画した農振農用地内での産業廃棄物最終処分場設置に関し、農振農用地の除外は絶対に認めないという断固とした姿勢を今後とも貫いていきたいとの説明があった。

次に、蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄について、その現状と宮城県の対応について説明があり、大網

地の売払金で汚泥の処分を予定していたが、土地購入者が代金未納のため、同人との間に民事訴訟を提起し平成19年2月20日までに土地代金を支払うよう裁決された。

次に、河川事業の現況については、大太郎川などの現地調査を実施し、今後の改修事業について報告を受けた。

大太郎川については、平成17年8月の台風11号、さらに、8月25日から26日にかけての集中豪雨で大きな被害を受けたため、県は、災害復旧工事をして、越水により局部的に被災した箇所とともに被災がなかつた箇所についてもかさ上げする工事を進めると同時に、流れを緩やかにするための落差工5基を新設し、あわせて河床を下げる工事を進めている。

次に、平家川については、森の川と合流する地点から国道4号までの第1期工事4百メートルについては、設計が終わっているので、用地交渉が終わっている箇所から工事を進めている状況である。



改修の進む大太郎川

泥について、業者は自己所有

いきたいとの説明があつた。次に、蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄について、その現状と宮城県の対応について説明があり、大網

前の大網の鶏舎に一時仮置きした汚泥について、業者は自己所有